

公益財団法人名取市文化振興財団非常勤役員等の
報酬（日額）及び旅費に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人名取市文化振興財団（以下「財団」という。）定款第14条及び第28条の規定に基づき、定款第11条に規定する評議員及び定款第22条第1項に規定する理事並びに監事（以下「役員」という。）のうち、非常勤の評議員並びに非常勤の役員の報酬の額（日額）及び旅費並びにその支給基準について定めることを目的とする。

（報酬等）

第2条 前条の役員のうち非常勤の役員（名取市職員を兼ねる者を除く。）が、財団の評議員会、理事会及び監査のための会議（以下「役員会等」という。）に出席したときは、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務1日につき8,200円とし、費用弁償の額は、その職務の執行に当たり実際に負担した額とする。

（旅費交通費の支給）

第3条 役員が財団の用務のため旅行するときは、財団の職員旅費規定に定める基準に準じて旅費を支給することができる。

（支給方法）

第4条 第2条の報酬及び費用弁償並びに第3条の旅費交通費は、現金により支給する。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人名取市文化振興財団の設立の登記の日（平成25年4月日）から施行する。